

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育総務課



長野県告示第264号

次の事件のため、平成19年5月7日、長野県議会臨時会を長野市に招集します。

平成19年4月26日

長野県知事 村 井 仁

付議事件

- 1 議長及び副議長の選挙
- 2 常任委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 3 議会運営委員、同委員長及び同副委員長の選任
- 4 長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員の選挙
- 5 監査委員の選任

財 政 課

長野県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年4月26日

長野県知事 村 井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
のぞみヘルパーステーションわだ	長野県小諸市和田966-68	平成19年4月16日

(2) 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
わかば薬局須坂	長野県須坂市東横町1420-16	平成19年4月16日

(3) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宅老所たつまち	長野県須坂市立町1525番地3	平成19年4月16日
宅幼老所のぞみ	長野県小諸市和田966-68	〃 〃
ほっとハウスときわの家	長野県大町市常盤2364番地5	〃 〃

(4) 特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ケアハウスのぞみ	長野県小諸市和田966-151	平成19年4月16日

(5) 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ハウスサービス長野	長野県長野市青木島1丁目22番地2	平成19年4月16日

(6) 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ハウスサービス長野	長野県長野市青木島1丁目22番地2	平成19年4月16日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
のぞみヘルパーステーションわだ	長野県小諸市和田966-68	平成19年4月16日
北相木村老人福祉総合センターみどり	長野県南佐久郡北相木村1607番地1	〃 〃

(2) 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
わかば薬局須坂	長野県須坂市東横町1420-16	平成19年4月16日

(3) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宅老所たつまち	長野県須坂市立町1525番地3	平成19年4月16日

宅幼老所のぞみ	長野県小諸市和田966-68	〃	〃
ほっとハウスときわの家	長野県大町市常盤2364番地 5	〃	〃
北相木村老人福祉総合センターみどり	長野県南佐久郡北相木村1607番地 1	〃	〃
宅幼老所あがらんしょ	長野県木曾郡大桑村大字野尻1326番地 3	〃	〃

(4) 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ハウスサービス長野	長野県長野市青木島 1丁目22番地 2	平成19年 4月16日

(5) 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ハウスサービス長野	長野県長野市青木島 1丁目22番地 2	平成19年 4月16日

長寿福祉課

長野県告示第266号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成19年 4月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 作業種類
基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成19年 5月 7日から平成19年12月28日まで
- 3 作業地域
飯田市、埴科郡坂城町、下伊那郡大鹿村、下水内郡栄村

土木政策課

長野県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年 5月15日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年 4月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松本和田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡長和町字和田山5101番の261地先から 小県郡長和町字桂木3422番の13地先まで	旧	5.5~11.2 m	0.0860 km
小県郡長和町字和田山5101番の261地先から 小県郡長和町字桂木3423番の87地先まで	新	6.5~49.0 m	0.1194 km

道路管理課

長野県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年 5月15日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年 4月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野荒瀬原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上水内郡飯綱町大字平出字行人塚2955番の3地先から 上水内郡飯綱町大字牟礼字東四ツ屋118番地先まで	旧	7.5~11.8 m	0.4262 km
上水内郡飯綱町大字平出字行人塚2955番の3地先から 上水内郡飯綱町大字牟礼字東四ツ屋1004番の2地先まで		17.0~32.0 m	0.4850 km
同 上	新	7.5~11.8 m	0.4262 km
		10.0~38.0 m	0.4850 km

道路管理課

長野県告示第269号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成19年 4月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 日時 平成19年 5月 8日 午前11時
- 2 場所 長野市大字南長野字幅下692番地 2
長野県庁 議員会館会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 商号 株式会社マルヨシ
 - (2) 代表者氏名 北 澤 和 正

- (3) 主たる事務所の所在地 千曲市大字杭瀬下42番地
 (4) 免許証番号 長野県知事(2)4366号
 (5) 免許年月日 平成14年4月14日

建築管理課

長野県告示第270号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成19年4月2日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
(1) 氏名 中地 宏
(2) 住所 東京都新宿区西新宿6丁目12番7-910号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

長野県佐久地方事務所告示第1号

佐久広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成19年3月28日付けで許可しました。

平成19年4月26日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

市町村課

長野県上小地方事務所告示第1号

上田地域広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成19年3月26日付けで許可しました。

平成19年4月26日

長野県上小地方事務所長 安江 幸大

市町村課

長野県諏訪地方事務所告示第1号

諏訪広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成19年3月26日付けで許可しました。

平成19年4月26日

長野県諏訪地方事務所長 山田 隆

市町村課

長野県上伊那地方事務所告示第1号

上伊那広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成19年3月29日付けで許可しました。

平成19年4月26日

長野県上伊那地方事務所長 宮坂 正巳

市町村課

長野県下伊那地方事務所告示第2号

南信州広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成19年3月30日付けで許可しました。

平成19年4月26日

長野県下伊那地方事務所長 田山 重晴

市町村課

長野県松本地方事務所告示第1号

松本広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成19年3月30日付けで許可しました。

平成19年4月26日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

市町村課

長野県北安曇地方事務所告示第1号

北アルプス広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成19年3月30日付けで許可しました。

平成19年4月26日

長野県北安曇地方事務所長 畑中 和良

市町村課

長野県企業局告示第1号

企業局関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成19年長野県公営企業管理規程第3号)の規定に基づきその例によることとされる長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信

の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

平成19年4月26日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 峯山 強

名 称	条 項
長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)	第6条第1項

経営企画課

長野県教育委員会告示第3号

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県教育委員会規則第10号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

平成19年4月26日

長野県教育委員会

名 称	条 項
長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)	第6条第1項

教育総務課

選告示第34号

次の団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成19年4月3日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

平成19年4月26日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

名 称	代表者の氏名	会計責任者の名氏	主たる事務所の所在地
新しい松本をになう会	小島友暁	小島覚子	松本市岡田下岡田136
あづみ野政経懇話会	堀内由光	小宮良幸	安曇野市穂高北穂高832
池田町の今と未来の町民益を守る会	勝山隆之	西沢清	北安曇郡池田町大字池田4367-2
石田真一郎後援会	石田真一郎	降幡光一	安曇野市明科中川手2853-1
内川美徳後援会	内川美徳	内川美徳	安曇野市明科七貴7222-53
大月やすお後援会	足立清一郎	大月規生	東筑摩郡波田町6731
大沼くにひこをはげます会	伊藤和夫	西村吉次	駒ヶ根市赤穂10752
大洞光史後援会	吉崎正史	青木金一	下伊那郡高森町大島山343
小口剛後援会	熊澤祥吉	長幅政博	諏訪郡下諏訪町南高木8979
風間行男励ます会	松木幸治郎	木賀田義之	上水内郡飯綱町牟礼618-18
上村光広を励ます会	百瀬長人	古畑一	東筑摩郡波田町6553-3
北安曇郡里山ネット	上田誠	上田翼	北安曇郡白馬村神城18091
工藤まさお後援会	花沢貞夫	工藤久登	大町市平862
小海の夢を語る会	品田宗久	油井和幸	南佐久郡小海町大字小海4886-13
小島しげき後援会	松田國昭	中村馨	松本市渚4-10-9
清水くにあき後援会	清水邦昭	清水和美	安曇野市豊科457-9
住みよい南箕輪をつくるみんなの会	三沢好夫	山崎健志	上伊那郡南箕輪村3342-2
地域活性化を考える会	滝沢喜人	佐藤宏江	飯田市虎岩203
CHANGE信濃町の会	水沢英一	早川竜一	上水内郡信濃町平岡617
秦正後援会	秦正	柳沢久男	下伊那郡天龍村平岡1140
春カフェ通信	斉藤久典	斉藤節子	松本市大手2-3-10
平林義明後援会	平林亀寿雄	山崎兵馬	安曇野市明科光556
ふりはた幸子後援会	降旗茂孝	降旗幸子	安曇野市三郷温3040-2

選挙管理委員会

選告示第35号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成19年4月26日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる病院中

「飯田市立病院高松分院 飯田市上郷黒田341 を
瀬口脳神経外科病院 飯田市上郷黒田218-2」
「瀬口脳神経外科病院 飯田市上郷黒田218-2」に改める。

選挙管理委員会

選告示第36号

選挙管理委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のとおり定めます。

平成19年4月26日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

選挙管理委員会関係長野県行政手続等における情報通信

の技術の利用に関する条例施行規程

長野県選挙管理委員会に係る申請、届出その他の手続等に係る長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年長野県条例第3号)の施行については、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)の規定の例による。

選挙管理委員会

選告示第37号

選挙管理委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成19年長野県選挙管理委員会告示第36号)の規定に基づきその例によることとされる長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

平成19年4月26日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

Table with 3 columns: Name, Title, Item. Row 1: 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号), 第6条第1項

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第1号

監査委員関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のように定めます。

平成19年4月26日

長野県監査委員 樽川通子
同 東方久男
同 宮澤敏文
同 高見澤賢司

監査委員関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

長野県監査委員に係る申請、届出その他の手続等に係る長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年長野県条例第3号)の施行については、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)の規定の例による。

監査委員事務局

長野県監査委員告示第2号

監査委員関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成19年長野県監査委員告示第1号)の規定に基づきその例によることとされる長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

平成19年4月26日

長野県監査委員 樽川通子
同 東方久男
同 宮澤敏文
同 高見澤賢司

Table with 3 columns: Name, Title, Item. Row 1: 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号), 第6条第1項

監査委員事務局

長野県労働委員会告示第1号

労働委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のように定めます。

平成19年4月26日

長野県労働委員会

労働委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

長野県労働委員会に係る申請、届出その他の手続等に係る長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年長野県条例第3号)の施行については、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)の規定の例による。

長野県労働委員会事務局

長野県労働委員会告示第2号

労働委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年長野県労働委員会告示第1号）の規定に基づきその例によることとされる長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

平成19年 4月26日

長野県労働委員会

名 称	条 項
長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）	第6条第1項

長野県労働委員会事務局

長野県収用委員会告示第2号

収用委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のように定めます。

平成19年 4月26日

長野県収用委員会

収用委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

長野県収用委員会に係る申請、届出その他の手続等に係る長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年

長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成19年 4月26日

長野県計量検定所長 千 原 薫

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小県郡青木村	5月28日（月）	午後1時30分から 午後3時30分まで	小県郡青木村大字田沢3252番地 青木村文化会館
小県郡長和町和田	5月29日（火）	午前10時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 まで	小県郡長和町和田2872番地 長和町役場和田庁舎
小県郡長和町大門	5月30日（水）	午前10時30分から 正午まで	小県郡長和町大門1161番地1 大門基幹集落センター
小県郡長和町古町及び長久保		午後1時30分から 午後3時30分まで	小県郡長和町古町2803番地 古町中央公民館
東御市のうち滋野及び田中地区	5月31日（木）	午前10時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 まで	東御市東288番地4 東御市中央公民館
東御市のうち和及び祢津地区	6月1日（金）	午前10時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 まで	東御市鞍掛197番地 東御市総合福祉センター

長野県条例第3号）の施行については、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）の規定の例による。

企画課土地対策室

長野県収用委員会告示第3号

収用委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年長野県収用委員会告示第2号）の規定に基づきその例によることとされる長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

平成19年 4月26日

長野県収用委員会

名 称	条 項
長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）	第6条第1項

企画課土地対策室

中野市のうち豊田地区	6月4日(月)	午後1時から午後4時まで	中野市大字豊津2509番地 豊田文化センター
下水内郡栄村のうち秋山地区	6月5日(火)	午前9時30分から午前11時まで	下水内郡栄村大字塚18281番地 秋山郷活性化センター とねんぼ
下水内郡栄村のうち西部、東部及び水内地区		午後1時から午後3時まで	下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場
下高井郡木島平村	6月6日(水)	午後1時から午後4時30分まで	下高井郡木島平村大字往郷973番地1 木島平村役場
下高井郡野沢温泉村	6月7日(木)	午前9時から正午まで	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9167番地 野沢温泉村公民館
下高井郡山ノ内町のうち大字平穂、佐野、戸狩及び寒沢	6月11日(月)	午後1時から午後4時30分まで	下高井郡山ノ内町大字平穂4015番地1 山ノ内町文化センター
下高井郡山ノ内町のうち大字夜間瀬	6月12日(火)	午前9時から正午まで	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2511番地 よませふれあいセンター
木曽郡木曽町福島	6月14日(木)	午後1時から午後4時30分まで	木曽郡木曽町福島5787番地の3 木曽福島会館
木曽郡木曽町開田高原	6月15日(金)	午前9時30分から午前11時まで	木曽郡木曽町開田高原西野623番地の1 母子健康センター
木曽郡木曽町日義		午後1時から午後3時まで	木曽郡木曽町日義1602番地 木曽町役場日義支所
木曽郡木曽町三岳	6月18日(月)	午後1時から午後2時30分まで	木曽郡木曽町三岳6311番地 三岳公民館
木曽郡王滝村		午後3時30分から午後4時30分まで	木曽郡王滝村2830番地の1 王滝村保健福祉センター
木曽郡大桑村	6月19日(火)	午前9時30分から午前11時30分まで	木曽郡大桑村大字長野2939番地の1 大桑村消防団第2分団詰所
木曽郡上松町		午後1時から午後4時まで	木曽郡上松町大字上松159番4 長野県木曽勤労者福祉センター
木曽郡南木曽町	6月20日(水)	午前9時から正午まで	木曽郡南木曽町大字読書3668番1 南木曽町役場
木曽郡木祖村	6月21日(木)	午前10時から正午まで	木曽郡木祖村大字藪原1191番地31 木祖村コミュニティ消防センター車庫
駒ヶ根市のうち東伊那及び中沢(吉瀬を除く。)	6月25日(月)	午後1時から午後3時まで	駒ヶ根市東伊那2398番地20 東伊那公民館
駒ヶ根市のうち福岡、市場割、上赤須、吉瀬、町2の4~13、町3の飯坂、町4及び下平	6月26日(火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
駒ヶ根市のうち町1、町2の1~3、町3の中央、南割、中割、北割、小町屋及び上穂町	6月27日(水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
塩尻市のうち榎川地区(旧榎川村)	7月2日(月)	午前10時から午前11時30分まで	塩尻市大字榎川2221番地 榎川公民館
塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ原区を除く。)		午後1時から午後4時まで	塩尻市大字宗賀2658番地1 塩尻市役所宗賀支所
塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ原区に限る。)	7月3日(火)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	塩尻市大字宗賀71番地 塩尻市農業協同組合宗賀支所 桔梗ヶ原出張所
塩尻市のうち北小野地区	7月4日(水)	午前10時30分から午前11時30分まで	塩尻市大字北小野48番地 北小野公民館
塩尻市のうち洗馬地区		午後1時から午後2時30分まで	塩尻市大字洗馬2550番地2 洗馬農村環境改善センター
塩尻市のうち片丘地区	7月5日(木)	午前10時から午前11時まで	塩尻市大字片丘4758番地7 多目的研修センター
塩尻市のうち広丘地区		午後1時から午後4時まで	塩尻市大字広丘野村1713番地1 広丘公民館

塩尻市のうち塩尻東及び大門地区	7月6日(金)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	塩尻市大門6番町5番27号 塩尻市立体育館
飯山市のうち木島地区	7月9日(月)	午後1時から午後4時30分まで	飯山市大字木島1011番地 木島地区活性化センター
飯山市のうち岡山地区	7月10日(火)	午前9時から午前9時30分まで	飯山市大字照岡485番地イ 飯山市岡山小学校
飯山市のうち太田地区		午前10時30分から正午まで	飯山市大字常郷405番地イ 太田地区活性化センター
飯山市のうち瑞穂地区		午後1時30分から午後3時まで	飯山市大字瑞穂4174番地 瑞穂地区活性化センター
飯山市のうち常盤地区	7月11日(水)	午後1時から午後2時30分まで	飯山市大字常盤7425番地 道の駅「花の駅・千曲川」
飯山市のうち富倉、柳原及び外様地区		午後3時30分から午後5時まで	飯山市大字小佐原6832番地 柳原地区活性化センター
飯山市全域	7月12日(木)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯山市大字飯山1110番地1 飯山市役所
佐久市臼田地区(旧臼田町)	7月13日(金)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	佐久市下越16番地5 佐久市あいとびあ臼田
南佐久郡小海町	7月17日(火)	午後1時から午後3時まで	南佐久郡小海町大字小海4218番地2 小海町公民館
南佐久郡佐久穂町(旧佐久町)	7月18日(水)	午前9時30分から正午まで	南佐久郡佐久穂町大字海瀬2570番地 佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」
南佐久郡佐久穂町(旧八千穂村)		午後1時から午後3時まで	
南佐久郡南相木村	7月19日(木)	午前11時から正午まで	南佐久郡南相木村4435番地 南相木村公民館
南佐久郡北相木村		午後2時から午後3時30分まで	南佐久郡北相木村2744番地 北相木村中央公民館
南佐久郡川上村	7月20日(金)	午前9時から午前11時まで	南佐久郡川上村大字大深山525番地 川上村中央公民館
南佐久郡南牧村		午後1時から午後3時まで	南佐久郡南牧村大字海ノ口1138番地2 南牧村中央公民館
安曇野市堀金地区	7月23日(月)	午前10時から正午まで	安曇野市堀金烏川2750番地1 安曇野市役所堀金総合支所別館
安曇野市明科地区		午後1時30分から午後4時まで	安曇野市明科中川手6824番地1 安曇野市役所明科総合支所
安曇野市三郷地区	7月24日(火)	午前9時30分から正午まで	安曇野市三郷明盛4775番地 三郷文化公園体育館
安曇野市豊科地区		午後1時30分から午後4時まで	安曇野市豊科4153番地1 豊科保健センター
安曇野市穂高地区	7月25日(水)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	安曇野市穂高6658番地 安曇野市役所穂高総合支所西

ものづくり振興課